

総基移第 356 号
令和 5 年 8 月 31 日

各総合通信局長 殿
(無線通信部陸上課、陸上第一課、陸上第二課、陸上第三課、無線通信課)
沖縄総合通信事務所長 殿
(無線通信課)

総合通信基盤局電波部
移動通信課長

ローカル 5 G の無線局に係る事前相談の対応について (通達)

標記について、ローカル 5 G の無線局の円滑かつ迅速な開設に向けて、下記のとおりよろしく取り計らわれたい。

記

- 1 ローカル 5 G は、電気通信事業者による 5 G サービスとは別に、地域や産業の個別ニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が柔軟に構築可能な無線システムである。令和元年の制度整備から 5 年目となる現在、普及期を迎えることが想定され免許申請に係る相談が増えることが想定される。
- 2 ローカル 5 G は、限られた周波数を複数の免許人が共用し利用するシステムであるため、他のローカル 5 G の免許人との干渉調整を免許人間で行うことが前提となるが、基地局のエリア設計に係る申請書類や共同利用に関する申請等について、開設希望者から相談があった場合は、適切な情報提供及び助言を行うなど、より円滑かつ迅速な無線局の開設に向けて必要な支援に努めること。

以上